

---

# 安全保障輸出管理について

---

平成29年6月27日  
名古屋工業大学  
産学官連携センター

# 安全保障輸出管理の概要

## <目的>

我が国を含む国際的な平和及び安全の維持

## <手段>

武器や軍事転用可能な貨物や技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出等※の管理

※「輸出等」とは、貨物の輸出及び技術の提供をいう。

国際協調の下で枠組みを作って推進している

国際条約  
(核・化学・生物兵器)

+

国際輸出管理レジーム  
(核・化学・生物兵器に使われる汎用品や技術)  
(ミサイル・通常兵器とそれらに使われる汎用品や技術)

# 日本の安全保障輸出管理制度

<貨物の輸出>

<技術の提供>

〔『規制に該当する場合は、経済産業大臣の許可が必要』〕

第48条第1項

外国為替及び  
外国貿易法(外為法)

第25条第1項、第3項

規制リスト

「別表第1」に  
規制対象貨物  
を記載

輸出貿易管理令  
(輸出令)

外国為替令  
(外為令)

「別表」に  
規制対象技術  
を記載

規制対象貨物の  
「スペック」を記載

貨物等省令※

規制対象技術の  
「スペック」を記載

リスト規制

キャッチオール規制

# なぜ大学において輸出管理を行う必要があるか

- ◆安全保障を取り巻く環境は変化しており、  
研究成果が予期せぬ形で利用される恐れがある

私は関係ない、〇〇だから問題ない、〇〇だから大丈夫とは言い切れなくなっている

嫌疑がかかる

- ◆法律違反かどうかは関係なく、社会からの非難を受けることになる

捜査・事後審査

- ◆罰則を科されることになる

- ・10年以下の懲役(最大)
- ・罰金(最大) 個人3,000万円、  
法人3,000万円+10億円
- ・最大3年間の輸出又は技術の提供禁止

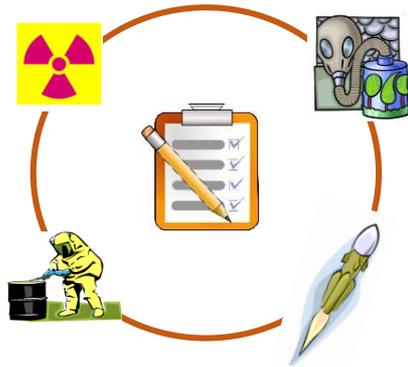
安心して研究や国際交流活動ができるようにする

# 輸出管理では何をしたら良いか

## ● 様々な場面で発生する輸出・技術提供に対し、以下を確認し、適切な対応をする

1. 提供する技術又は貨物が「規制リスト」に該当するか否か
2. 提供する技術又は貨物が「大量破壊兵器※又は通常兵器」に使われる可能性があるか否か
3. 提供する相手が「大量破壊兵器※」に関わっている又は関わっていたか否か

※大量破壊兵器：核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル・無人航空機



### 《輸出・技術提供となる場面》

- \* 留学生・外国人研究者の受入
- \* 海外の大学や企業との共同研究
- \* 研究用資機材などの持ち出しや送付
- \* 施設見学・研究室来訪
- \* 国際会議・展示会などへの出席
- \* 海外の大学等との情報交換



名工大では「輸出管理の事前チェック表」を用いて確認をしています



# 何をしたら良いか

## 規制リスト項番と学部・専攻との関係

規制リストの構成

学部・専攻

| 項番   | 分類名           | 生命・応用<br>化学科、<br>専攻 | 物理工学科、<br>専攻 | 電気・機械<br>工学科、<br>専攻 | 情報工学科、<br>専攻 | 社会工学科、<br>専攻 | 共同ナノメ<br>ディシン科学<br>専攻 |
|------|---------------|---------------------|--------------|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|
| 16項  | キャッチオール規制対象品目 | ○                   | ○            | ○                   | ○            | ○            | ○                     |
| 1項   | 武器            | △                   |              | △                   |              | △            | △                     |
| 2項   | 原子力           | △                   | △            | ○                   | △            | △            |                       |
| 3項   | 化学兵器          | ○                   |              |                     |              | △            | ○                     |
| 3の2項 | 生物兵器          | ○                   |              |                     |              |              | ○                     |
| 4項   | ミサイル          | ○                   | ○            | ○                   | ○            | △            |                       |
| 5項   | 先端材料          | ○                   | ○            | △                   |              |              |                       |
| 6項   | 材料加工          |                     | ○            | ○                   | ○            |              |                       |
| 7項   | エレクトロニクス      | ○                   | ○            | ○                   |              |              |                       |
| 8項   | コンピュータ        |                     |              |                     | ○            |              |                       |
| 9項   | 通信関連          |                     |              | ○                   | ○            |              |                       |
| 10項  | センサー・レーザー     | ○                   |              | ○                   |              |              |                       |
| 11項  | 航法関連          |                     |              | △                   | ○            |              |                       |
| 12項  | 海洋関連          |                     |              | ○                   | △            |              |                       |
| 13項  | 推進装置          |                     | △            | ○                   |              |              |                       |
| 14項  | その他           | ○                   |              | ○                   |              |              | ○                     |
| 15項  | 機微品目          | ○                   |              | ○                   |              |              |                       |

# 輸出管理では何をしたら良いか

## 2. 用途についての確認方法

- ① 輸出・技術提供に関して入手した情報※に、  
兵器や軍事用途に関する内容が含まれているかを確認する。

※入手した情報:

パンフレット・カタログ・契約書や申込書類等を含むすべて文書・経産省が作成した文書・HPやE-mail等  
＜相手側又はその関係者から、兵器等の用途について、連絡を受けていないかも確認する＞

注)「大量破壊兵器用いられるおそれの強い品目例」・「通常兵器に用いられるおそれの強い品目例」は、  
経産省が作成した文書の一つとなります。

## 3. 相手先についての確認方法

- ① 提供相手が、「懸念国」・「国連武器禁輸国・地域」に存在している又はその出身かを確認する。
- ② 輸出・技術提供に関して入手した情報※に、  
提供相手が兵器や軍事に関係しているか、又は関係していたかを確認する。

※入手した情報:

パンフレット・カタログ・契約書や申込書類等を含むすべて文書・経産省が作成した文書・HPやE-mail等  
＜相手側又はその関係者から、兵器等の関わりについて、連絡を受けていないかも確認する＞

注)「外国ユーザーリスト」は、経産省が作成した文書の一つとなります。

# 本学での確認手順(「輸出管理の事前チェック表」における、規制リストの該非確認)

(別紙様式1-1)

平成 年 月 日

(別紙様式1-2)

平成 年 月 日

表面

輸出管理の事前

輸出)

このチェック表は、下記活動の実施に当たり、必ずご確認ください。(貨物輸出がある場合には、別紙様式1-2を参照してください。)

**「規制リスト」を確認した結果に基づき、この部分をチェックする  
 <確認した項番を( )内に記入して下さい>  
 [該当しない=はい、該当する=いいえ]**

技術提供の区分(該当しな点を付す)

- 1. 留学生、研究生の受入指導
- 4. 海外研究者とメール等で研究情報交換
- 6. 外国企業等との共同研究(契約)による研究情報提供
- 8. ソフトウェアの提供
- 9. その他の技術提供 ( )

- 2. 海外での実地研修等のため、教員等による海外出張
- 3. 外国製の研究機器を修理・改造等のため、メーカー等に輸出
- 4. 試作品、材料・試料等の評価のため、外国の研究機関等へ輸出
- 5. その他の輸出(具体的な内容: )

※ 貨物の輸出には、渡航者自身がハンドキャリーで持ち出す場合も含まれます。

提供の時期(対象の期間)

**確認事項1**

提供する技術(プログラム)

技術又は研究の名称と概要  
 上記技術又は研究の概要や目的等

**② 外為法規制リストの規定内容に該当しない内容である  
 (経済産業省HP掲載の貨物・技術マトリクス表参照)**

はい  いいえ  
 確認した項番を  
 下に記入する  
 ( )

確認事項1(提供技術に対するチェック)

- ◆ 上記の提供する技術について以下をチェックし、指示に従って入力して下さい。
- ① 公知となっている内容のみである。「はい」の場合、公知となった日: ( )  
 公開した媒体や学会名等: ( )

- ② 外為法 規制リストの規定内容に該当しない内容である  
 (経済産業省HP掲載の貨物・技術のマトリクス表参照 URLは以下)  
[http://www.meti.go.jp/policy/ango/matrix\\_intro.html](http://www.meti.go.jp/policy/ango/matrix_intro.html)  
 確認した項番を( )内に記入する  はい  いいえ  
 ↓相手方の概要へ  はい  いいえ  
 ↓相手方の概要へ  はい  いいえ

★手続1: 相手方の概要記入と確認事項2をチェックし、産学官連携室へ連絡して下さい。(役務取引許可申請等の手続が必要です)

相手方の概要

|      |        |
|------|--------|
| 国名   | 機関・団体名 |
| 個人氏名 |        |

※在籍国と出身国が違う場合は、両方記載下さい。その際は出身国を( )で囲んで下さい。  
 ※現在どこにも在籍していない場合は、出身機関を記載下さい

確認事項2(相手方に対するチェック)

- ◆ 上記の相手方について以下をチェックし、指示に従って手続して下さい。
- ③ 名古屋工業大学と雇用契約を締結している。又は来日後6か月経過している。  
 ※「はい」は右記を記入→〔契約日(予定日) 年 月 日/来日 年 月 日〕  はい  いいえ  
 ↓④へ  はい  いいえ
- ④ ホワイト国の関係者である。  
 (産学官連携センターHP掲載の「ホワイト国」参照 URLは以下)  
<http://tic.webnitech.ac.jp/inside/export-management/export-definition/> ※北朝鮮は原則提供禁止  
 チェック終了  はい  いいえ  
 チェック終了 ★手続2へ

★手続2: 用途・需要者(相手方)について裏面の「安全保障輸出管理チェックリスト」で詳細チェックを行って下さい。

確認事項1(輸出貨物に対するチェック)

- ① 上記の輸出貨物は、食料品または木材か。  
 ⇒輸出先の概要へ  はい  いいえ  
 ↓②へ  はい  いいえ
- ② 外為法のリスト規制対象品目及び規定内容に該当しない貨物である。  
 (経済産業省HP掲載の貨物のマトリクス表参照 URLは以下)  
[http://www.meti.go.jp/policy/ango/matrix\\_intro.html](http://www.meti.go.jp/policy/ango/matrix_intro.html)  
 確認した項番を( )内に記入する  はい  いいえ  
 ↓輸出先の概要へ  はい  いいえ

★手続1: 輸出先の概要記入と確認事項2をチェックし、産学官連携室へ連絡して下さい。(輸出許可申請等の手続が必要です)

輸出先の概要

|    |     |       |
|----|-----|-------|
| 国名 | 相手先 | (機関名) |
|    |     | (個人名) |

確認事項2(輸出先に対するチェック)

- ③ 輸出先は、懸念のないホワイト国か。  
 (産学官連携センターHP掲載の「ホワイト国」参照 URLは以下)  
<http://tic.webnitech.ac.jp/inside/export-management/export-definition/> ※北朝鮮は輸出禁止  
 チェック終了  はい  いいえ  
 チェック終了 ★手続2へ

★手続2: 用途・需要者(輸出先)について裏面の「安全保障輸出管理チェックリスト」で詳細チェックを行って下さい。

# 本学での確認手順(「輸出管理の事前チェック表」における、用途についての確認)

(別紙様式2)

## 安全保障輸出管理チェックリスト

名古屋工業大学

裏面

チェック日： 平成 年 月 日      チェック者： 

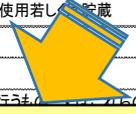
入手した情報に基づき、この部分をチェックする



※全ての項目をチェックして下さい

| 1. 用途の確認 (非ホワイト国等、キャッチオール規制対応)  |   |                             |  |
|---|---|-----------------------------|--|
| (1) 提供技術又は輸出貨物が兵器等の開発等に用いられないか又はその懸念はあるか  |   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ             |
| (2) 経済産業省指定行為   | ① 核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ             |
|   | ② 核融合に関する研究   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ             |
|   | ③ 原子炉又はその部分若しくは附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵  | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ             |
|   | ④ 重水の製造   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ             |
|   | ⑤ 核燃料物質の加工又は再処理   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ             |
|   | ⑥ 軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行う行為か (「はい」の場合は該当項目にチェックを付す)<br><input type="checkbox"/> a. 化学物質の開発若しくは製造<br><input type="checkbox"/> b. 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵<br><input type="checkbox"/> c. ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵<br><input type="checkbox"/> d. 宇宙に関する研究 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ<br>a~dをチェック |
| (3) 国連武器禁輸国向けの場合で通常兵器の開発、製造若しくは使用   |   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ             |
| (4) 用途に関して、その他の輸出管理上の懸念があるか (「はい」の場合は該当項目にチェックを付す)<br><input type="checkbox"/> a. 用途を明らかにしようとしな。い。<br><input type="checkbox"/> b. 通常は考えられないほどに有利な条件を提示された。<br><input type="checkbox"/> c. 説明された用途と相手先の研究内容に齟齬がある。<br><input type="checkbox"/> d. その他( ) |   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ<br>a~dをチェック |

※全ての項目をチェックして下さい





# 輸出管理における名工大の現状とお願い事項

## 1. 以下の場面が発生する前に、輸出管理の確認を行って下さい。

- ①留学生・外国人研究者の受入, ②海外の大学や企業との共同研究, ③研究用資機材などの持出・送付
- ④研究室来訪・施設見学, ⑤国際会議・展示会などへの出席, ⑥海外の大学との情報交換

**※事後確認で、許可必要となった場合は、法令違反となります**

平成28年度は、28件(総件数比15%)が事後となりました。

## 2. 「輸出管理の事前チェック表」を作成すれば終わりと思わないで下さい。

＜経産省などが行う立入調査や事後審査時の説明書類となりますので、正しく作成して下さい＞

**※輸出管理の事前チェック表が不備の場合は、警告や行政処分が実施される可能性があります**

チェック内容について、産学官連携室より問合せした案件は45件(総件数比 23%)でした。

## 3. 相手が「ホワイト国」であれば、すべて問題ないと思わないで下さい。

リスト規制に「該当」する場合は、すべての国・地域が経済産業大臣の許可の対象となります。  
ホワイト国であっても、用途が「大量破壊兵器の開発等や軍事」の場合は、包括許可が失効となります。

**※「ホワイト国」であっても、規制リストの確認及び用途の確認は重要です**

## 4. 安易に「公知の技術」のみの提供と判断しないで下さい。

**※公知の内容が主であっても、それ以外の情報が含まれる場合は、「公知の技術」のみの提供にはなりません**

平成28年度は、70件(前年より2.5倍)が「公知の技術」のみとなりました。

## 輸出管理における名工大の現状とお願い事項

### 5. 旅行簿ワークフローの「海外への技術提供、貨物持出」欄を安易に「なし」としないで下さい。

用務に「講演」、「発表」、「打合せ」、「討論」、「指導」、「講義」がある場合は、技術提供「あり」になります。

身の回り品以外（個人使用のPC、携帯電話は除く）の持ち出しがある場合は、貨物持出「あり」になります。

**※「輸出管理の事前チェック表」提出不要＝技術提供、貨物持出「なし」ではありません**

平成28年度、海外への技術提供、貨物持出「なし」が781件ありましたが、  
産学連携室で確認した結果「なし」対象は、578件(71%)となりました。

### 6. 国際スピード郵便(EMS)での物品送付も、「輸出」であることを認識して下さい。

輸出管理法令「該当品」や税関評価価格(価値)20万円以上のものは、正規通関手続が必要です。

**※「国際郵便約款」を守らず依頼して起こった輸送上の問題の責任は、発送依頼人となります**

# 最後に

輸出管理に関する情報や学内ルールなどについては、産学官連携センターホームページに掲載しています。

名古屋工業大学 産学官連携センター

HOME センターについて イベント・セミナー 研究紹介(技術) 研究紹介(ソフトウェア) **学内教職員向け**

お問い合わせ サイトマップ

ホーム > 学内教職員向け > 安全保障輸出管理

### 安全保障輸出管理

- 安全保障輸出管理とは → 輸出管理の概要を掲載
- 名古屋工業大学の輸出管理の基本方針、体制、規程 → 学内体制、ルールを掲載
- 名古屋工業大学における輸出管理手続 → 学内手続きを掲載(事前チェック表様式)
- (参考) 安全保障輸出管理に関する情報

URL: <http://tic.web.nitech.ac.jp/inside/export-management/>

法令を知らなかった、技術提供が規制対象であると知らなかったなど注意を怠ると、予期せぬところで違反を犯してしまう可能性があります。

『産学官連携室は、先生方が安心して研究できるようにサポートいたします。  
不明な点、或いは判断に迷うことがあれば、お気軽にご相談下さい。』

【連絡先・相談窓口】 研究支援課 産学官連携室(電話:052-735-5627 内線:5627)